

# 知らない!と損する!?

# お金や税金ニュース

2023年11月

## 【退職金課税】退職所得控除の縮小は見送りへ

政府・与党は、今年6月に発表した「骨太の方針」にて明記した退職金課税の見直しについて、2024年度の税制改正には盛り込まず、見送る方向で調整しているとのこと。内閣支持率の低下に伴い、退職金課税強化による更なる増税イメージを避けるねらいもあると考えられます。

### 議論の対象となった「退職所得控除」とは

現在の所得税法では、退職金を受け取った場合における退職所得については、原則として以下の計算式によって算出します。

$$\blacksquare \text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

上記の退職所得控除額については、勤続年数にしたがって下表のとおり計算されます。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)


つまり現行制度では、勤続年数が20年を超えると、1年あたりの控除額が「40万円→70万円」に大きく増額されます。このような退職所得の計算構造が「転職などの妨げになる」などの理由により、勤続年数の長短にかかわらず、退職所得控除額を一律にするなどの改正案が浮上していました。

### 来年以降の税制改正に盛り込まれる可能性も

今年度は見送りとなった退職金課税の見直しですが、自民党の宮沢税制調査会長は「10~15年後から始めるのが望ましい」との見解を示すなど、将来において議論が再燃する可能性は十分に残されています。

もし退職金課税の見直しが実行されれば、「サラリーマン増税」に拍車がかかることとなるでしょう。

勤続年数が20年を超える場合の退職所得控除額の縮小について、政府は2024年度の改正を見送る方針であることが明らかになりました。ただし将来において、同様の議論が再燃する可能性は十分に考えられるため、引き続き今後の動向を注視しましょう。

記事作成:  経営革新等支援機関推進協議会

お問い合わせ

西田了税理士事務所/西村一成税理士事務所

山口県周南市緑町2丁目13番地 MAIL:info@nishi24.jp TEL:0834-31-2807